

第 12 回太子町農業委員会総会議事録

令和 6 年 12 月

太子町農業委員会

議 事 録

開催日時 令和6年12月23日（月）午前9時30分

開催場所 太子町役場行政棟3階ホール

出席委員 農業委員（14名）

- 1 番委員 赤松 光男
- 2 番委員 前田 俊春
- 3 番委員 新 多恵
- 4 番委員 大西 正美
- 5 番委員 山田 幸雄
- 6 番委員 森川 徹夫
- 7 番委員 塚本 芳文
- 8 番委員 朝生 憲敏
- 9 番委員 倉橋 輝明
- 10 番委員 塚原 栄一
- 11 番委員 檜皮 由美
- 12 番委員 長谷川 秀人
- 13 番委員 松本 雅邦
- 14 番委員 廣岡 正義

農地利用最適化推進委員（6名）

- 北川 智一
- 首藤 俊彦
- 八木 正実
- 菅原 清隆
- 玉田 隆良
- 森川 明久

欠席委員 農地利用最適化推進委員（1名）

佐々木 茂美

農業委員会事務局職員

- 事務局長 栗岡 秀成
- 事務局員 横田 大輔
- 事務局員 藤澤 寛将

事務局 定刻になりましたので、第 12 回太子町農業委員会定例総会を開始します。

議 長 本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまの出席委員は、農業委員 14 名、推進委員 6 名です。太子町農業委員会会議規則第 6 条に定められている定足数に達しておりますので、会議は成立していることを宣言します。それでは、これより第 12 回農業委員会総会を開会します。

議 長 議事録署名委員については太子町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、11 番檜皮有美委員及び 12 番長谷川秀人委員を指名します。

議 長 今月の報告事項は 4 件となります。報告内容につきましては、先日開催しました各地区別農業委員会にて事務局より説明を受けておりますので、本日は割愛します。

議 長 それでは、審議事項に入ります。本日の審議案件は、3 条申請 1 件、4 条申請 2 件、5 条申請 1 件、非農地証明願 1 件となります。

議 長 まず、3 条申請について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：85、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法 3 条申請（所有権移転）、農地の所在：太子町老原■■■■■、登記地目：田、現況地目：田、面積：677 m²、譲受人：■■■■■、譲渡人：■■■■■となっています。
譲受人は太子町内で 6,811 m²の農地を耕作されています。耕作機械については、トラクターを 1 台、耕耘機を 2 台所有されています。また年間従事日数についても、200 日従事されていることを確認しています。
事務局からの説明は以上となります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

松本委員 申請地は、太子町老原の福祉会館の西に 100m ほどに位置する農地です。
現在、申請地は■■■■■が保全管理を行っており、譲渡人の■■■■■は、今後、この土地を耕作する意思はなく、手放したいという意向です。
譲受人の■■■■■は、姫路にお住まいですが、老原にも家を所有されています。本人は不動産会社を経営されており、営農に関して老原に 681 m²の土地を所有されています。現在は野菜や花の栽培を近所の人たちとされている状況です。
今後は、■■■■■も手伝い、花や野菜やサツマイモを植え、小学校の児童に芋ほ

り体験などをさせたいということで今回の申請に至っています。

なお、この土地は石海中部地区の圃場整備事業の対象地ということで、譲受人の[]も計画には同意することを確認しています。

以上のことから、譲受人が効率的に運用すると認められ、周辺地域の農業の効率化、総合的に事業にも支障はありません。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 この案件について、許可することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、許可すると決定します。
次の案件について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局 はい、受付番号 86 の 4 条申請と受付番号 88 の 5 条申請と受付番号 89 の非農地証明願は、関連しておりますので、併せて説明させていただき、それぞれご審議をお願いします。

これは、[]が父親の農地に家を建てるため、農地法第 5 条申請の農地転用の手続きをしようとしたところ、父親が所有する土地で、手続きを行わずに転用されている箇所がありました。この 4 条申請と非農地証明願は、それを是正するためのものです。それでは、3 つの案件を続けて、説明します。

受付番号：86、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法 4 条申請、農地の所在：太子町山田[]の一部、登記地目：田、現況地目：通路、面積：161 m²のうち 37.34 m²、申請人：[]、転用目的：通路用敷地となっております。

太子・竜野バイパス太子東 IC から 300m 以内に位置するため、第 3 種農地と判定される見込みです。この手続きは、かねてから農地の一部を進入路として無断転用していたものを、この許可申請により追認し違反を是正するものです。

受付番号：88、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法 5 条申請（使用貸借権設定）、農地の所在：太子町山田[]、登記地目：田、現況地目：田、面積：459 m²、太子町山田[]の一部、登記地目：田、現況地目：畑及び通路、面積：133 m²のうち 95.57 m²、借人：[]、貸人：[]、転用目的：住宅用敷地、進入路用敷地となっております。

申請地は第3種農地と判定される見込みで、分家住宅建築のため都市計画法の申請手続中であることを確認しています。

受付番号：89、区域区分：市街化調整区域、申請内容：非農地証明願、農地の所在：太子町山田■■■■■、登記地目：田、現況地目：宅地、面積：92㎡、願出人：■■■■■となっております。

願出地は少なくとも20年以上前から宅地となっていることを平成3年当時の航空写真にて確認しています。事務局からの説明は以上となります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

廣岡委員 説明の順番として、受付番号88番から説明させていただきます。貸人の■■■■■は52歳■■■■■在住で、借人の■■■■■とは親子関係です。■■■■■は現在27歳でたつの市の賃貸住宅に住まわれています。

令和6年8月に子供さんが誕生し、実家近くに住居を希望し、父の■■■■■さんに相談したところ、申請地の■■■■■に住宅を建築することを承諾を得ました。

申請地は実家の隣にあり、父の所有する農地の維持を一緒に行うとの想いです。

本申請にあたり、申請地の山田■■■■■の一部が既に実家の進入路として造成していたことから、それについての始末書を添付いただいています。また、隣接農地の同意書、自治会長・水利代表の同意書も添付されています。

受付番号86番の4条申請については、申請地である山田■■■■■の一部を申請人が自宅への進入路として造成していたことから、それを追認するための許可申請です。

山田■■■■■と山田■■■■■の進入路は、正さんの親の代から使用されていたとのことです。本申請にあたり始末書と自治会長、水利代表の同意書も添付されています。

受付番号89番の非農地証明願は、申請地である山田■■■■■を願出人が住居する■■■■■と一体の住居敷地として20年以上前から利用されています。この度、登記調査を行ったところ、土地の登記が田であったことから土地地目変更のため、■■■■■の92㎡を宅地として非農地証明願を申請されています。

以上のことから適正に申請しており、審議をよろしくをお願いします。

議 長 それでは、受付番号86番について、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議長 この案件について、兵庫県に進達することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議長 賛成多数でございますので、兵庫県に進達すると決定します。
次に受付番号 88 番の事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

松本委員 88 番の案件で、残地ができないように進入路を作れないのか。

事務局 進入路は、申請者と県土木との協議により、最終的にこの事業計画図であれば、建築許可の見込みがあるということで、この農地転用の許可申請に至っています。残地ができないよう進入路を作るとは、転用面積を増やすことになり、建築許可申請の面積要件を超えるため、建築許可が下りません。申請者と県土木で、再度協議し、面積要件を満たす事業計画図であれば、残地を残さないよう進入路を確保できる可能性はあります。

議長 この案件について、兵庫県に進達することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議長 賛成多数でございますので、兵庫県に進達すると決定します。
次に受付番号 89 番の事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

松本委員 いつ頃から家が建っていますか。

事務局 昭和 61 年から、山田 XXXXXXXXXX の上に建物が建っています。

議長 この案件について、農地に該当しないことを証明することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議長 賛成多数でございますので受付番号 89 の非農地証明願について、証明すると決定します。

次の案件に入ります。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：87、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法 4 条申請、農地の所在：太子町岩見構■■■■■、登記地目：田、現況地目：田、面積：250 m²、申請人：■■■■■、転用目的：露天駐車場用敷地となっています。

申請地は圃場整備区域内に露天駐車場として利用することで設定された非農用地であり、事業計画どおりの土地利用のための転用許可申請となっています。

また、転用目的が露店駐車場用地であるため、都市計画法等の手続きは不要です。事務局からの説明は以上となります。

議長 担当委員は説明をお願いします。

塚原委員 申請地は網干の車両基地から南南東に約 580m、石海保育園から北西に約 320 m に位置する圃場整備区域内の農地です。■■■■■という寺院の代表取締役の■■■■■からの申請です。

圃場整備の計画時に非農用地として設定をしており、令和 6 年 1 月に圃場整備が完了に伴い、今回手続きの申請に至っています。

寺院にお参りしに来られた方の駐車場として使用したいということなので、非農用地に設定した時の目的達成のための申請であることから何ら問題はないと思いますので、皆様ご審議よろしくをお願いします。

議長 ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議長 この案件について、兵庫県に進達することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議長 賛成多数でございますので、兵庫県に進達すると決定します。
以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了しました。
これをもちまして、第 12 回太子町農業委員会総会を閉会します。

太子町農業委員会会議規則第 13 条 2 の規定により署名する。

太子町農業委員会

議 長
(会 長)

前田 俊春

議事録署名委員
(11 番 檜皮有美委員)

檜皮 有美

議事録署名委員
(12 番 長谷川秀人委員)

長谷川 秀人